

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

アイヌの人々が誇りと希望をもてる豊浦を目指すための施策推進地域計画

令和元年9月20日認定

変更後	変更前
1～5 (略)	1～5 (略)
6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) (略) (2) (略) (3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-4と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付） 事業費： <u>46,464</u> 千円	6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) (略) (2) (略) (3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-4と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付） 事業費： <u>50,699</u> 千円
7～10 (略)	7～10 (略)
別紙 事業スケジュール (略)	別紙 事業スケジュール (略)

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

アイヌの人々が誇りと希望をもてる豊浦を目指すための施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道豊浦町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

豊浦町においては、豊浦の旧名「ベンベ」や「レブンケブ」など40か所ほどのアイヌ語由来の地名が残されているとともに、明治初期までに、町内の本町地区や礼文華地区などにコタンが存在していたが、礼文華地区においては30戸ほどからなるレブンケブコタンがあったとされ、歴史的にアイヌ文化等に関わりが深い。

豊浦町には昭和57年3月2日に社団法人北海道ウタリ協会豊浦支部が設立され、その後、平成26年4月1日に北海道豊浦アイヌ協会へ組織を改め、これまでアイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、礼文華海浜公園や礼文華生活館を活動の拠点としてアイヌの伝統的儀礼を開催するなど、アイヌ文化等の発信を行ってきた。また、豊浦町教育委員会では、年2回、町内外の方に対して文化財をテーマとしたフィールドワーク型の公民館講座を実施している。このほか、礼文華小学校の生徒は、毎年7月に開催される「カムイノミ・イチャルパ」に参加しており、事前学習として、儀式が行われる月に授業の一環で、アイヌ文化や儀式への理解を深めるために学芸員によるアイヌ文化の解説、町外のアイヌ協会から講師を招いての古式舞踊やアイヌの伝統料理を実際に作る調理実習などを行い、町内ではアイヌの歴史や文化を学ぶ機会の充実が図られており、町民の関心が高まりつつある。

このように北海道豊浦アイヌ協会等によるこれまでの取組により、町内でアイヌの歴史や文化を学ぶ機会は相当程度あり、町民の関心は高まりつつあるものの、アイヌ関連団体会員の職業や経済的理由により文化伝承活動に専念することができないなど、アイヌ文化等の担い手が不足しており、次世代への円滑な継承が喫緊の課題となっている。

北海道豊浦アイヌ協会の活動拠点となっている礼文華生活館については、照明設備などが古く、また、一部雨漏りも生じており、日常的な利用や非常時にも支障を来しており、改修への要望も多い。また、「カムイノミ・イチャルパ」の開催場所である礼文華海浜公園は、キャンプ場機能も備えており、夏になると多くのキャンパーが訪れる。このような方たちも含め、町内外の誰もが豊浦のアイヌ文化に触れられ、世界へ発信してもらえるような海浜公園の再整備が急務である。

さらに、礼文華地区を拠点とする町内循環型の公共交通網整備と併せ、2020年4月民族共生象徴空間の開業にあわせて多くの観光客が訪れてもらえるよう、また、受け入れるために、象徴空間と当町を結ぶ公共交通の充実や施設の整備を図るとともに、外国人観光客等に対応するため、礼文華海浜公園におけるインフォメーション機能の充実を図るとともに、町内全域におけるさらなるアイヌ文化に対する機運を高める必要がある。

※アイヌ関連団体

- ・北海道豊浦アイヌ協会（設立：昭和57年3月）

※アイヌ文化等関連施設

- ・豊浦町礼文華海浜公園

所在：虻田郡豊浦町字礼文華海浜地

現況：平成16年3月設置

カムイノミ・イチャルパの実施場所やキャンプ場となっている。

- ・豊浦町礼文華生活館

所在：虻田郡豊浦町字礼文華156番地1

現況：平成4年1月設置。

カムイノミ・イチャルパなど地域住民の交流の場となっている。

- ・カムイチャシ史跡公園

所在：虻田郡豊浦町字礼文華2番地ほか

現況：昭和63年8月設置。

豊浦とアイヌの人々との関わりを示す場所となっている。

平成15年に豊浦町指定文化財に登録。平成23年にはアイヌ文化伝承の優れた景勝地である名勝「ピリカノカ」（「美しい・形」の意）として国指定を受けている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業	
K P I	礼文華海浜公園利用者数	礼文華生活館利用者数	アイヌ文様ラッピングバス利用者数
令和元年度 (基準年度)	2,700人/年間	3,000人/年間	12,500人/年間
令和2年度	2,800人/年間	3,100人/年間	12,600人/年間
令和3年度 (中間目標)	2,900人/年間	3,200人/年間	12,700人/年間
令和4年度	3,000人/年間	3,300人/年間	12,800人/年間
令和5年度 (最終目標)	3,500人/年間	3,400人/年間	12,900人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化関連の観光プロモーション事業・・・伝統的儀礼の開催場所となっている礼文華海浜公園の再整備や、アイヌゆかりの地などを巡る観光ルートの開発、施設内外の案内板設置等を行う。

■ミュージカル「松浦武四郎ーカイ・大地との約束ー」開催事業・・・町内におけるアイヌ文化の機運を高めるため、豊浦町が主催でわらび座のミュージカルを開催する。

■アイヌ文様ラッピングバス事業・・・生活館（地域住民交流の場）を拠点にアイヌの人々の利便性を確保するバス事業を行う。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■豊浦町礼文華生活館改修事業・・・北海道豊浦アイヌ協会の活動拠点となっている礼文華生活館の改修を行う。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

—

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）
事業費：293,491千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：46,464千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化関連の観光プロモーションを実施することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、アイヌ高齢者の活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、観光プロモーション事業の一部、ラッピングバス事業を除き豊浦町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。また、観光プロモーション事業の一部は豊浦観光協会への委託、ラッピングバス事業は豊浦ハイヤー（有）への委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である豊浦町町民課、地方創生推進室が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である豊浦町町民課、地方創生推進室が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIである礼文華海浜公園利用者数、礼文華生活館利用者数、アイヌ文様ラッピングバス利用者数等について、実績値を公表する。また、市町村の外部有識者等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度7月に市町村の外部有識者等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ウェブサイトにて公表。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※ 記載事項なし

10 内水面さけ採捕事業を実施する機関、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※ 記載事項なし